

魚津市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化とともに、多様化する市民ニーズに的確に対応した、簡素にして効率的な行政事務の改革推進を図るため、魚津市行政改革推進委員会を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、魚津市の行政改革の推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

(1) 行政機構及び行政事務の改革推進に関すること。

(2) 市民サービスの向上に関すること。

(3) その他特に必要と認められる事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、10名以内とする。

2 委員は、市政について識見を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ、会長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(小委員会の設置)

第7条 委員会は、特定の事項を調査審議するため、小委員会を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成5年8月5日告示第77号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成11年11月15日告示第81号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年7月23日告示第102号)

この告示は、公表の日から施行する。